2 歯科診療報酬点数表

項目	現 行	改正案
第1章 基本診療料		
第1部 初・再診料		
通則		
【通則の見直し】	3 入院中の患者(区分番号A400に掲げる短期滞在手術基本料を算定する患者を含む。)に対する再診の費用は、第2部第1節、第3節又は第4節の各区分の所定点数に含まれるものとする。	3 入院中の患者(区分番号A400に掲げる短期滞在手術等基本料を算定する患者を含む。) に対する再診の費用は、第2部第1節、第3節 又は第4節の各区分の所定点数に含まれる。
第1節 初診料		
A000 初診料		
【点数の見直し】	1 歯科初診料 218点 2 地域歯科診療支援病院歯科初診料 270点	→ 234点 282点
【注の見直し】	注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において、歯科外来診療の総 合的な歯科医療環境の体制整備に係る取組を 行った場合には、歯科外来診療環境体制加算 として、初診時1回に限り所定点数に28点を	→ 注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において、歯科外来診療の総 合的な歯科医療環境の体制整備に係る取組を 行った場合は、歯科外来診療環境体制加算と して、初診時1回を限度として26点を所定点

【注の削除】

注12 通院困難な患者に対して歯科訪問診療を行 うに当たって、切削を伴う処置、手術、歯冠 修復及び欠損補綴が必要な場合に即応できる よう、切削器具及びその周辺装置を常時訪問 先に携行している場合には、在宅患者等急性 歯科疾患対応加算として、次に掲げる点数を 1日につき所定点数に加算する。

イ 同一建物居住者以外の場合 170点

ロ 同一建物居住者の場合(同一日に5人以下) 85点

ハ 同一建物居住者の場合(同一日に6人以 上) 50点

注 イについては、在宅等において療養を行っている患者(当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に歯科訪問診療を行う場合の当該患者(以下「同一建物居住者」という。)を除く。)であって通院が困難なものに対して、歯科訪問診療を行った場合に算定し、口及びハについては、在宅等において療養を行っている患者(同一建物居住者に限る。)であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において歯科訪問診療を行った場合に、同一日の患者数に応じて算定する。

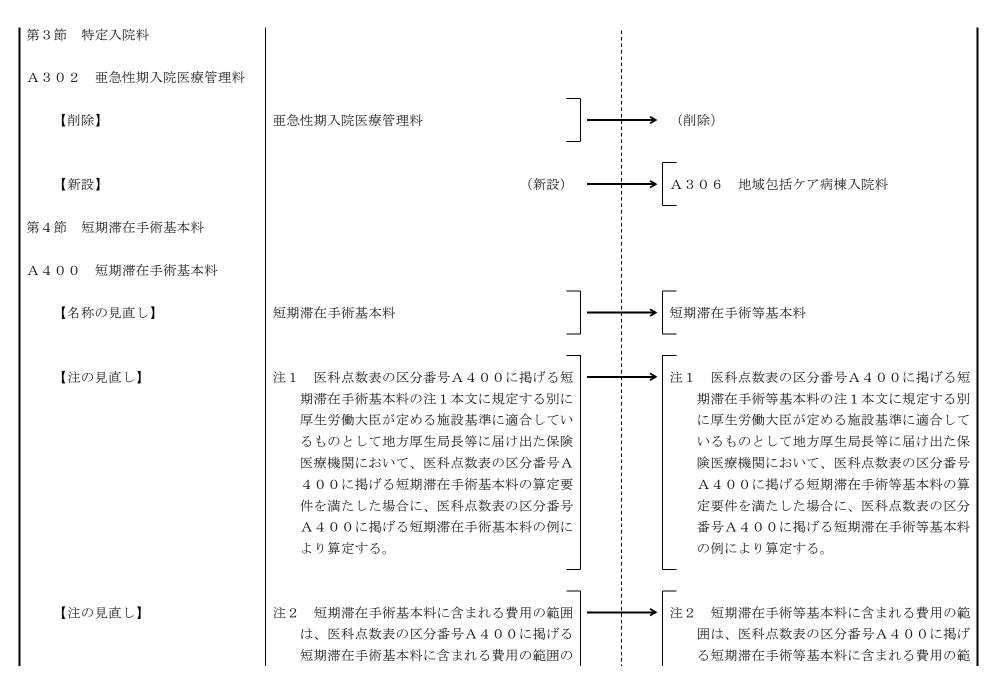
(削除)

5.2節 再診料	
【点数の見直し】	1 歯科再診料 42点 2 地域歯科診療支援病院歯科再診料 69点 72点
【注の見直し】	注2 地域歯科診療支援病院歯科再診料は、区分番号A000に掲げる地域歯科診療支援病院 歯科初診料を算定した患者に対し、当該保険 医療機関において再診を行った場合に、算定 することができる。この場合において歯科再 診料は算定できない。
【注の見直し】	注8 区分番号A000に掲げる初診料の注9に 規定する加算に係る施設基準に適合している ものとして地方厚生局長等に届け出た保険医 療機関において、歯科外来診療の総合的な歯 科医療環境の体制整備に係る取組を行った場 合には、再診時歯科外来診療環境体制加算と して、所定点数に2点を加算する。 注8 区分番号A000に掲げる初診料の注9 規定する歯科外来診療環境体制加算に係る 設基準に適合しているものとして地方厚生 長等に届け出た保険医療機関において、歯 外来診療の総合的な歯科医療環境の体制整 に係る取組を行った場合は、再診時歯科外 診療環境体制加算として、4点を所定点数 加算する。
【注の削除】	注9 通院困難な患者に対して歯科訪問診療を行 うに当たって、切削を伴う処置、手術、歯冠 修復及び欠損補綴が必要な場合に即応できる よう、切削器具及びその周辺装置を常時訪問 先に携行している場合には、在宅患者等急性

歯科疾患対応加算として、次に掲げる点数を 、1日につき所定点数に加算する。 イ 同一建物居住者以外の場合 170点 ロ 同一建物居住者の場合(同一日に5人以	
下) 85点 ハ 同一建物居住者の場合(同一日に6人以 上) 50点 —	

2 歯科診療報酬点数表

項目	現 行	改 正 案	
第1章 基本診療料			
第2部 入院料等			
通則			
【通則の見直し】	2 同一の保険医療機関において、同一の患者に つき、第1節の各区分に掲げる入院基本料(特 別入院基本料、7対1特別入院基本料及び10対 1特別入院基本料(以下「特別入院基本料等」 という。)を含む。)、第3節の各区分に掲げ る特定入院料及び第4節の各区分に掲げる短期 滞在手術基本料を同一の日に算定することはで きない。	→ 2 同一の保険医療機関において、同一の患者に つき、第1節の各区分に掲げる入院基本料(特 別入院基本料及び月平均夜勤時間超過減算(以 下「特別入院基本料等」という。)を含む。) 、第3節の各区分に掲げる特定入院料及び第4 節の各区分に掲げる短期滞在手術等基本料を同 一の日に算定できない。	
	う保険医療機関にあっては、当該患者の主傷病 に係る入院基本料(特別入院基本料等を含む。)、特定入院料又は短期滞在手術基本料を算定 する。	う保険医療機関にあっては、当該患者の主傷病 に係る入院基本料(特別入院基本料等を含む。)、特定入院料又は短期滞在手術等基本料を算 定する。	
第2節 入院基本料等加算			
【新設】	(新設)	→ A 2 0 6 − 4 看護職員夜間配置加算	



例による。	囲の例による。
	-

項目	現 行	改正案
第2章 特揭診療料		
第1部 医学管理等		
B 0 0 0 - 4		
【注の新設】	(新設)	注5 初診日から入院(歯科診療に限る。)中の 患者について、退院後に歯科疾患の継続的な 管理が必要な場合は、注1及び注2の規定に かかわらず、退院した日の属する月の翌月以 降から算定する。
【注の削除】	注7 う蝕に罹患している13歳未満の患者であって、う蝕多発傾向にあり、う蝕に対する歯冠修復終了後もう蝕活動性が高く、継続的な指導管理が必要なもの(以下この表において「う蝕多発傾向者」という。)に対して、当該患者の療養を主として担う歯科医師(以下「主治の歯科医師」という。)又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物局所応用による指導管理(フッ化物洗口に係るものを除く。)を行った場合は、所定点数に80点を加算する。ただし、区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料を算定している患者については、当該加算は算定しない。	→ (削除)

【注の見直し】

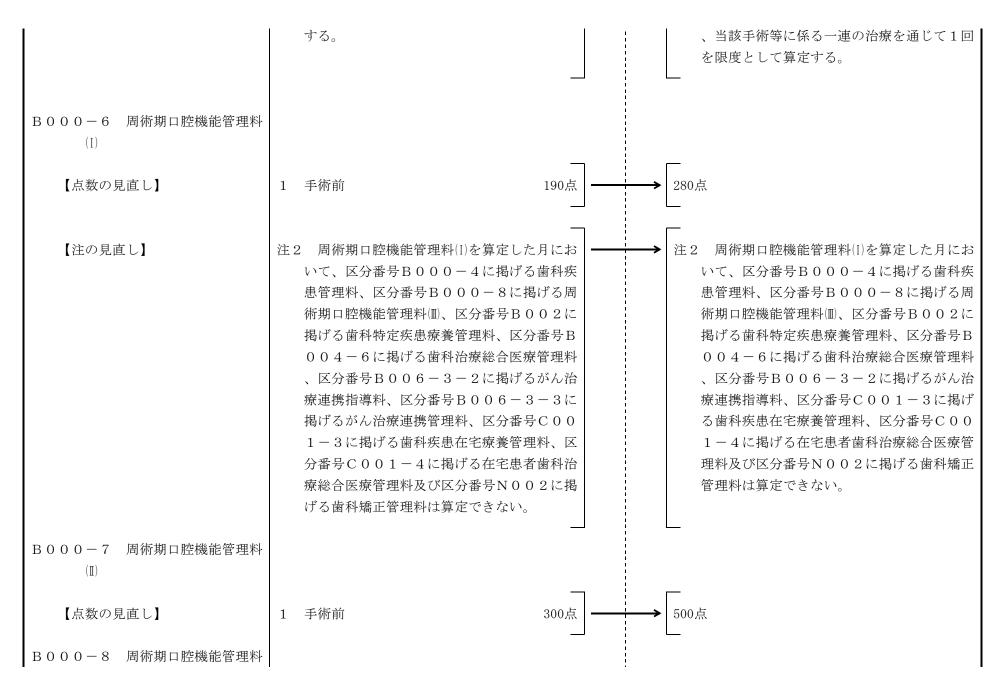
注8 4歳以上のう蝕多発傾向者又はその家族等に対して、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物洗口に係る薬液の取扱い及び洗口法に関する指導を行った場合は、歯科疾患管理の実施期間中に患者1人につき1回に限り所定点数に40点を加算する。ただし、区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料を算定している患者については、当該加算は算定しない。

B000-5 周術期口腔機能管理計 画策定料

【注の見直し】

注1 がん等に係る全身麻酔による手術又は放射 線治療若しくは化学療法(以下「手術等」と いう。)を実施する患者に対して、歯科診療 を実施している保険医療機関において、手術 等を実施する保険医療機関からの文書による 依頼に基づき、当該患者又はその家族の同意 を得た上で、周術期の口腔機能の評価及び一 連の管理計画を策定するとともに、当該管理 計画を文書により提供した場合に、当該手術 等に係る一連の治療を通じて1回に限り算定 注8 13歳未満のう蝕に罹患している患者であって、う蝕多発傾向にあり、う蝕に対する歯冠修復終了後もう蝕活動性が高く、継続的な指導管理が必要なもの(以下「う蝕多発傾向者」という。)のうち、4歳以上のう蝕多発傾向者又はその家族等に対して、当該患者の療養を主として担う歯科医師(以下「主治の歯科医師」という。)又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物洗口に係る薬液の取扱い及び洗口法に関する指導を行った場合は、歯科疾患管理の実施期間中に患者1人につき1回を限度として40点を所定点数に加算する。ただし、区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料を算定している患者については、当該加算は算定できない。

注1 がん等に係る全身麻酔による手術又は放射 線治療若しくは化学療法(以下この区分番号 において「手術等」という。)を実施する患 者に対して、歯科診療を実施している保険医 療機関において、当該手術等を実施する保険 医療機関からの文書による依頼に基づき、当 該患者又はその家族の同意を得た上で、周術 期の口腔機能の評価及び一連の管理計画を策 定するとともに、その内容について説明を行 い当該管理計画を文書により提供した場合に



(Ⅲ)

【注の見直し】

注1 がん等に係る放射線治療又は化学療法(以下「放射線治療等」という。)の治療期間中の患者の口腔機能を管理するため、歯科診療を実施している保険医療機関において、周術期口腔機能管理計画に基づき、当該放射線治療等を実施している他の保険医療機関又は同一の保険医療機関の患者に対して、歯科医師が口腔機能の管理を行った場合には、当該患者につき、放射線治療等を開始した日の属する月から月1回に限り算定できる。

注1 がん等に係る放射線治療又は化学療法(以下この区分番号において「放射線治療等」という。)の治療期間中の患者の口腔機能を管理するため、歯科診療を実施している保険医療機関において、周術期口腔機能管理計画に基づき、当該放射線治療等を実施している他の保険医療機関又は同一の保険医療機関の患者に対して、歯科医師が口腔機能の管理を行い、当該管理内容に係る情報を文書により提供した場合は、当該患者につき、当該放射線治療等を開始した日の属する月から月1回を限度として算定する。

【注の見直し】

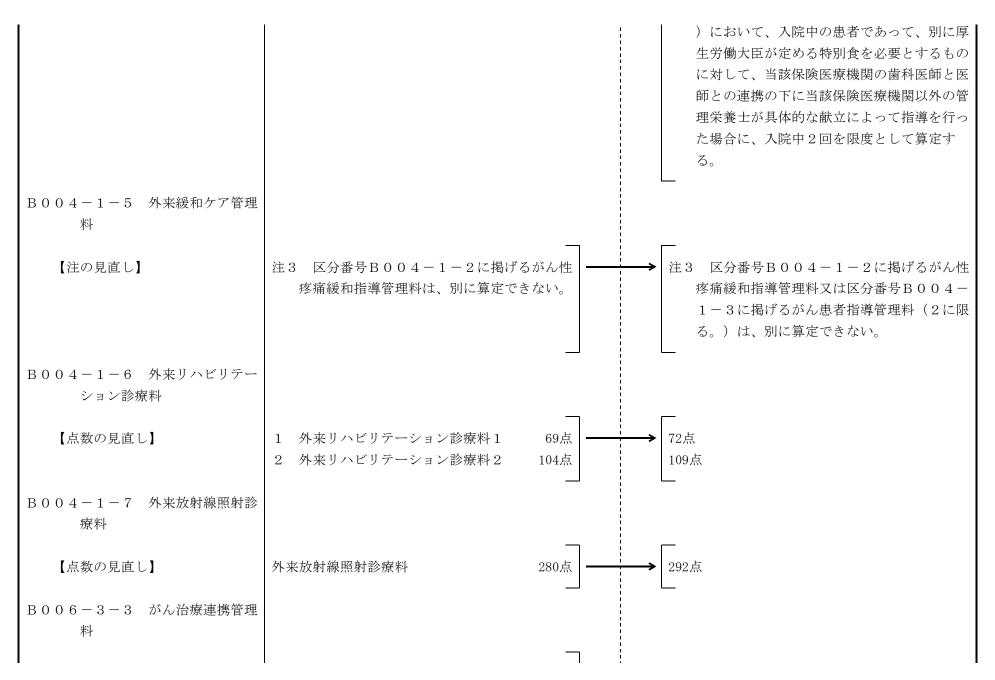
注2 周術期口腔機能管理料(II)を算定した月において、区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B000-6に掲げる周術期口腔機能管理料(II)、区分番号B000-7に掲げる周術期口腔機能管理料(II)、区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号B004-6に掲げる歯科治療総合医療管理料、区分番号B006-3-2に掲げるがん治療連携指導料、区分番号B006-3-3に掲げるがん治療連携管理料、区分番号C001-4に掲げる在宅患者歯科治療総合医療管理料及び区分番号N002に掲げる歯科矯正管理料は算定できない。

注2 周術期口腔機能管理料(II)を算定した月において、区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B000-6に掲げる周術期口腔機能管理料(II)、区分番号B000-7に掲げる周術期口腔機能管理料(II)、区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号B004-6に掲げる歯科治療総合医療管理料、区分番号B006-3-2に掲げるがん治療連携指導料、区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料、区分番号C001-4に掲げる在宅患者歯科治療総合医療管理料及び区分番号N002に掲げる歯科矯正管理料は算定できない。

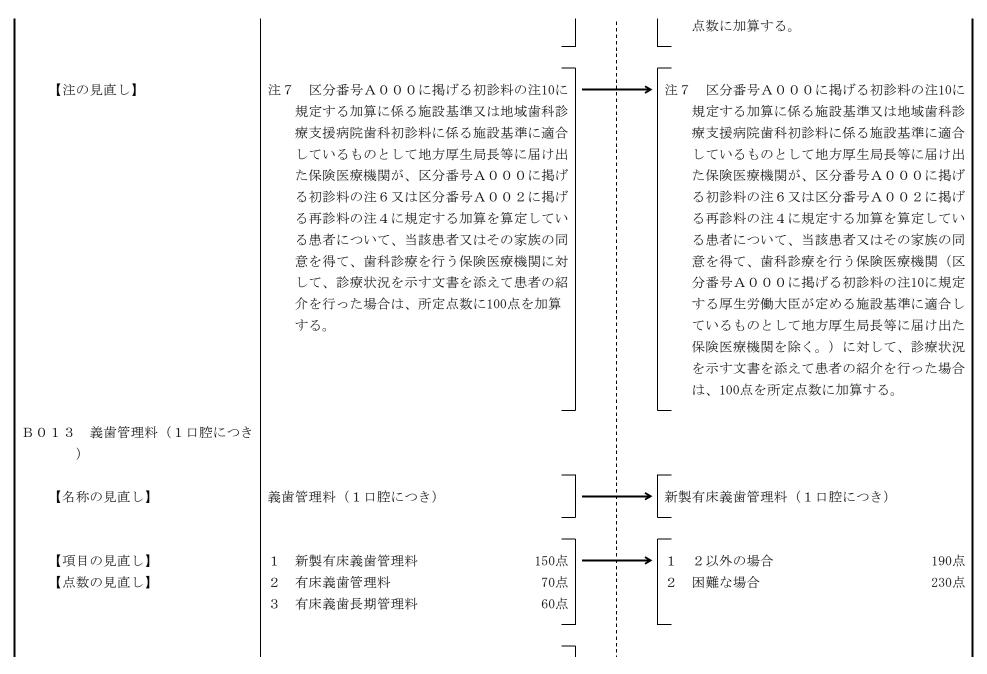
B004-1-2 がん性疼痛緩和指 導管理料 【注の追加】	(追加)	→ 注3 区分番号B004-1-3に掲げるがん患 者指導管理料(2に限る。)は、別に算定で きない。
B004-1-3 がん患者カウンセ リング料		
【名称の見直し】	がん患者カウンセリング料	がん患者指導管理料
【項目の見直し】	500点	1 歯科医師が看護師と共同して診療方針等について話し合い、その内容を文書等により提供した場合 500点2 歯科医師又は看護師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合 200点3 歯科医師又は薬剤師が抗悪性腫瘍剤の投薬又は注射の必要性等について文書により説明を行った場合 200点
【注の見直し】	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が看護師と共同して、診療方針等について十分	⇒ 注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の歯科医師が看護師と共同

に話し合い、その内容を文書等により提供した して、診療方針等について十分に話し合い、 場合に、患者1人につき1回(当該患者につい その内容を文書等により提供した場合に、患 て区分番号B006-3に掲げるがん治療連携 者1人につき1回(当該患者について区分番 号B006-3に掲げるがん治療連携計画策 計画策定料を算定した保険医療機関及び区分番 号B006-3-2に掲げるがん治療連携指導 定料を算定した保険医療機関及び区分番号B 006-3-2に掲げるがん治療連携指導料 料を算定した保険医療機関が、それぞれ当該カ ウンセリングを実施した場合には、それぞれの を算定した保険医療機関が、それぞれ当該指 保険医療機関において、患者1人につき1回) 導管理を実施した場合は、それぞれの保険医 療機関において、患者1人につき1回)を限 に限り算定する。 度として算定する。 【注の追加】 注2 2については、別に厚生労働大臣が定める (追加) 施設基準に適合しているものとして地方厚生 局長等に届け出た保険医療機関において、が んと診断された患者であって継続して治療を 行うものに対して、当該患者の同意を得て、 当該保険医療機関の歯科医師又はその指示に 基づき、看護師が患者の心理的不安を軽減す るための面接を行った場合に、患者1人につ き6回を限度として算定する。 【注の追加】 (追加) 注3 3については、別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合しているものとして地方厚生 局長等に届け出た保険医療機関において、が んと診断された患者であって継続して抗悪性 腫瘍剤の投薬又は注射を受けているものに対 して、当該患者の同意を得て、当該保険医療 機関の歯科医師又はその指示に基づき、保険

		薬剤師が投薬又は注射の前後にその必要性に ついて文書により説明を行った場合に、患者 1人につき6回を限度として算定する。
【注の追加】		(追加) → 注4 2について、区分番号A221-2に掲げる緩和ケア診療加算、区分番号B004-1-2に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料及び区分番号B004-1-5に掲げる外来緩和ケア管理料は、別に算定できない。
【注の追加】		(追加) 注5 3について、区分番号B008に掲げる薬 剤管理指導料、区分番号F100に掲げる処 方料の注7に規定する加算及び区分番号F4 00に掲げる処方せん料の注5に規定する加 算は、別に算定できない。
B 0 0 4 - 1 - 4 入院栄養食事 指導料		
【名称の見直し】	入院栄養食事指導料	→ 入院栄養食事指導料(週1回)
【項目の見直し】		130点 → 1 入院栄養食事指導料 1 130点 2 入院栄養食事指導料 2 125点
【注の追加】		(追加) 注2 2については、別に厚生労働大臣が定める 基準を満たす保険医療機関(診療所に限る。



【注の削除】	注2 区分番号B000-6に掲げる周術期口腔 機能管理料(I)又は区分番号B000-8に掲 げる周術期口腔機能管理料(III)は、別に算定で きない。	→ (削除)
B008 薬剤管理指導料		
【注の追加】	(追加)	注3 区分番号B004-1-3に掲げるがん患者指導管理料(3に限る。)は、算定できない。
B009 診療情報提供料(I)		
【注の見直し】	注6 保険医療機関が、区分番号A000に掲げる初診料の注6若しくは区分番号A002に掲げる再診料の注4に規定する加算を算定している患者又は区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定している患者について、当該患者又はその家族の同意を得て、区分番号A000に掲げる初診料の注10に規定する加算に係る施設基準又は地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関、歯科医業を行わない保険医療機関又は指定居宅介護支援事業者に対して、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合は、所定点数に100点を加算する。	→ 注6 保険医療機関(区分番号A000に掲げる 初診料の注10に規定する厚生労働大臣が定め る施設基準に適合しているものとして地方厚 生局長等に届け出た保険医療機関を除く。) が、区分番号A000に掲げる初診料の注6 若しくは区分番号A002に掲げる再診料の 注4に規定する加算を算定している患者又は 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を 算定している患者について、当該患者又はそ の家族の同意を得て、区分番号A000に掲 げる初診料の注10に規定する加算に係る施設 基準又は地域歯科診療支援病院歯科初診料に 係る施設基準に適合するものとして地方厚生 局長等に届け出た保険医療機関、歯科医業を 行わない保険医療機関又は指定居宅介護支援 事業者に対して、診療状況を示す文書を添え て患者の紹介を行った場合は、100点を所定



【注の削除】	注2 有床義歯管理料は、新たに製作した有床義 歯を装着した場合(装着日の属する月から起 算して2月以上3月以内の期間に限る。)等 において、有床義歯の離脱、疼痛、嘔吐感、 嚥下時痛等の症状の有無に応じて検査を行い 、併せて患者に対して義歯の状態を説明した 上で、必要な義歯に係る管理を行った場合に 月1回に限り算定する。 (削除)
【注の削除】	注3 有床義歯長期管理料は、咬合機能の回復を 図るために検査を行い、併せて義歯の適合を 図るための管理を行った場合に、有床義歯装 着月から起算して4月以上1年以内の期間に おいて月1回に限り算定する。
【注の削除】	注4 咬合機能の回復が困難な患者に対して有床 義歯の管理を行った場合は、それぞれの所定 点数に40点を加算する。
【注の削除】	注5 区分番号B013-2に掲げる有床義歯調 整管理料は、別に算定できない。
【注の追加】	(追加) 注2 新製有床義歯管理料を算定した日の属する 月は、区分番号H001-2に掲げる歯科口 腔リハビリテーション料1(1に限る。)は 算定できない。



項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第2部 在宅医療		
C000 歯科訪問診療料(1日につき)		
【点数の見直し】	1 歯科訪問診療 1 850点 2 歯科訪問診療 2 380点	→ 866点 283点
【項目の追加】	(追加)	3 歯科訪問診療 3 143点
【注の見直し】	注1 1については、在宅等において療養を行っている患者(当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に歯科訪問診療を行う場合の当該患者(以下この区分番号において「同一建物居住者」という。)を除く。)であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、次のいずれかに該当する歯科訪問診療(診療時間が20分以上の場合に限る。ただし、当該患者の容体が急変し、やむを得ず治療を中止した場合においては、この限りでない。)を行った場合に算定する。この場合において、区分番号AOOOに掲げる初診	注1 1については、在宅等において療養を行っている患者(当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に歯科訪問診療を行う場合の当該患者(以下この区分番号において「同一建物居住者」という。)を除く。)であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、次のいずれかに該当する歯科訪問診療(診療時間が20分以上(同一日に当該患者に対して複数回の歯科訪問診療を行った場合は、その合計した時間を診療に要した時間とする。以下同じ。)の場合に限る。ただし、当該患者の容体が急変し、やむを得ず治

料又は区分番号A002に掲げる再診料は、 算定しない。

- イ 患者の求めに応じた歯科訪問診療
- ロ 歯科訪問診療に基づき継続的な歯科診療 が必要と認められた患者に対する当該患者 の同意を得た歯科訪問診療

できない。

- イ 患者の求めに応じた歯科訪問診療
- ロ 歯科訪問診療に基づき継続的な歯科診療 が必要と認められた患者に対する当該患者 の同意を得た歯科訪問診療

療を中止した場合においては、この限りでな い。)を行った場合に算定する。この場合に

おいて、区分番号A000に掲げる初診料又

は区分番号AOO2に掲げる再診料は、算定

【注の見直し】

注2 2については、在宅等において療養を行っ ている患者(同一建物居住者に限る。)であ って通院が困難なものに対して、当該患者が 居住する建物の屋内において、次のいずれか に該当する歯科訪問診療(診療時間が20分以 上の場合に限る。ただし、当該患者の容体が 急変し、やむを得ず治療を中止した場合にお いては、この限りでない。)を行った場合に 算定する。この場合において、区分番号A0 00に掲げる初診料又は区分番号A002に 掲げる再診料は、算定しない。

イ 患者の求めに応じた歯科訪問診療

ロ 歯科訪問診療に基づき継続的な歯科診療 が必要と認められた患者に対する当該患者 の同意を得た歯科訪問診療

注2 2については、在宅等において療養を行っ ている患者(同一建物居住者に限る。)であ って通院が困難なものに対して、当該患者が 居住する建物の屋内において、当該保険医療 機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診 療(診療時間が20分以上の場合に限る。ただ し、当該患者の容体が急変し、やむを得ず治 療を中止した場合においては、この限りでな い。)を同一日に9人以下の患者に行った場 合に算定する。この場合において、区分番号 A000に掲げる初診料又は区分番号A00 2に掲げる再診料は、算定できない。

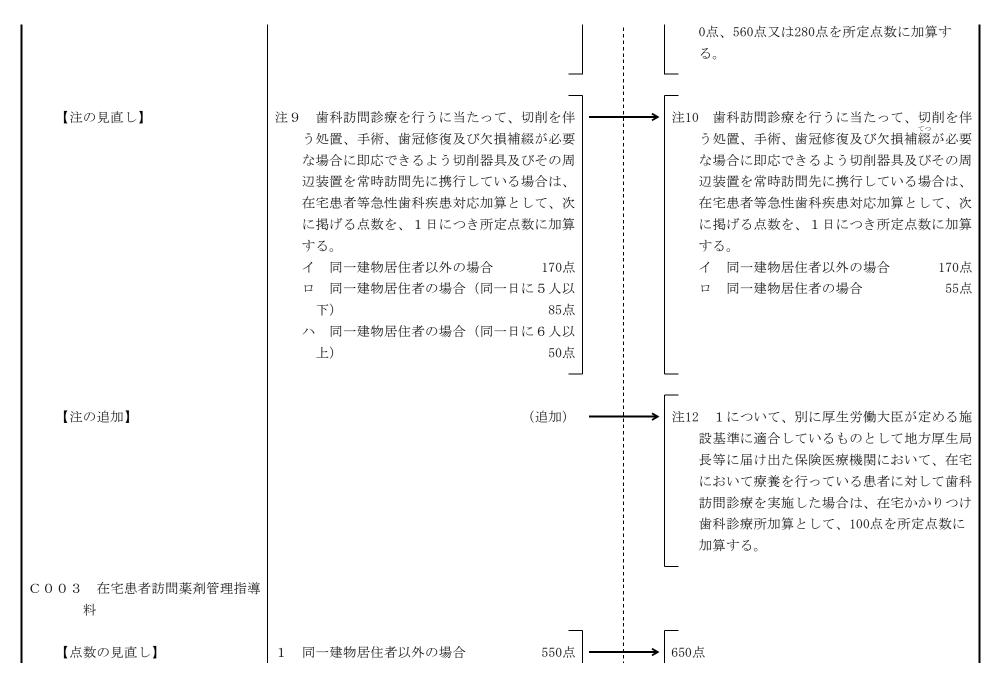
- イ 患者の求めに応じた歯科訪問診療
- ロ 歯科訪問診療に基づき継続的な歯科診療 が必要と認められた患者に対する当該患者 の同意を得た歯科訪問診療

【注の追加】

注3 3については、在宅等において療養を行っ

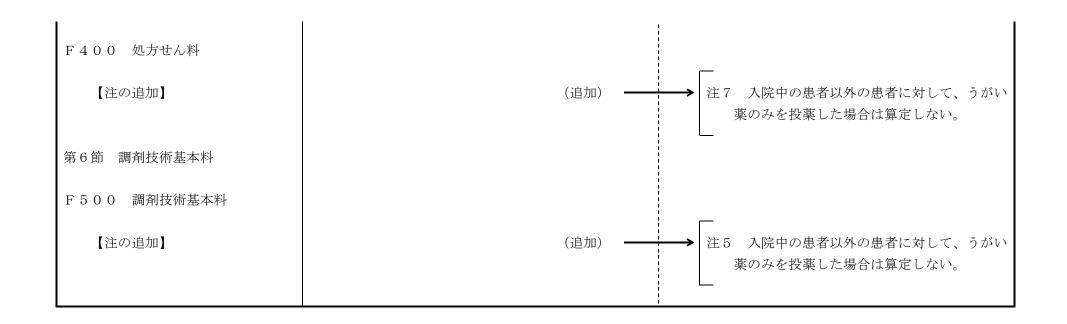
居住する建物の屋内において、当該保険医療 機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診 療を同一日に10人以上の患者に行った場合又 は在宅等において療養を行っている患者であ って通院が困難なものに対して、当該患者が 居住する建物の屋内において、当該保険医療 機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診 療(診療時間が20分未満の場合に限る。)を 行った場合に算定する。この場合において、 区分番号A000に掲げる初診料又は区分番 号A002に掲げる再診料は、算定できな V) イ 患者の求めに応じた歯科訪問診療 ロ 歯科訪問診療に基づき継続的な歯科診療 が必要と認められた患者に対する当該患者 の同意を得た歯科訪問診療 【注の見直し】 注5 別に厚生労働大臣が定める時間において、 注6 別に厚生労働大臣が定める時間において、 入院中の患者以外の患者に対して診療に従事 入院中の患者以外の患者に対して診療に従事 している場合に緊急に行う歯科訪問診療1又 している場合に緊急に行う歯科訪問診療1、 は歯科訪問診療2については、415点又は190 歯科訪問診療2又は歯科訪問診療3について 点を、夜間(深夜を除く。)における歯科訪 はそれぞれ425点、140点又は70点を、夜間 問診療1又は歯科訪問診療2については、83 (深夜を除く。)における歯科訪問診療1、 0点又は380点を、深夜における歯科訪問診療 歯科訪問診療2又は歯科訪問診療3について 1 又は歯科訪問診療 2 については、1,660点 はそれぞれ850点、280点又は140点を、深夜 又は760点を加算する。 における歯科訪問診療1、歯科訪問診療2又 は歯科訪問診療3については、それぞれ1,70

ている患者(同一建物居住者に限る。)であ って通院が困難なものに対して、当該患者が



2 同一建物居住者の場合 385点 300点 注1 1については、在宅において療養を行って 注1 1については、在宅において療養を行って 【注の見直し】 いる患者(当該患者と同一の建物に居住する いる患者(当該患者と同一の建物に居住する 他の患者に対して当該保険医療機関が同一日 他の患者に対して当該保険医療機関が同一日 に訪問薬剤管理指導を行う場合の当該患者 に訪問薬剤管理指導を行う場合の当該患者 (以下この区分番号において「同一建物居住 (以下この区分番号において「同一建物居住 者」という。)を除く。)であって通院が困 者」という。)を除く。)であって通院が困 難なものに対して、2については、在宅にお 難なものに対して、2については、在宅にお いて療養を行っている患者(同一建物居住者 いて療養を行っている患者(同一建物居住者 に限る。) であって通院が困難なものに対し に限る。) であって通院が困難なものに対し て、診療に基づき計画的な医学管理を継続し て、診療に基づき計画的な医学管理を継続し て行い、かつ、薬剤師が訪問して薬学的管理 て行い、かつ、薬剤師が訪問して薬学的管理 指導を行った場合に、1と2を合わせて月2 指導を行った場合に、1と2を合わせて患者 回に限り算定する。 1人につき月4回(末期の悪性腫瘍の患者及 び中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月 8回)を限度として算定する。この場合にお いて、1と2を合わせて薬剤師1人につき1 日5回を限度として算定する。

項目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第5部 投薬		
第1節 調剤料		
FOOO 調剤料		
【注の追加】	(追加)	注2 入院中の患者以外の患者に対して、うがい 薬のみを投薬した場合は算定しない。
第2節 処方料		
F100 処方料		
【注の追加】	(追加)	→ 注8 入院中の患者以外の患者に対して、うがい 薬のみを投薬した場合は算定しない。
第3節 薬剤料		
F 2 0 0 薬剤		
【注の追加】	(追加)	注5 入院中の患者以外の患者に対して、うがい 薬のみを投薬した場合は算定しない。
第5節 処方せん料		



項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第6部 注射		
通則		
【通則の見直し】	6 区分番号G000に掲げる皮内、皮下及び筋 ——	
	肉内注射、G001に掲げる静脈内注射、G0 02に掲げる動脈注射、G003に掲げる抗悪	02に掲げる動脈注射、G003に掲げる抗悪 性腫瘍剤局所持続注入、G004に掲げる点滴
	性腫瘍剤局所持続注入、G004に掲げる点滴	注射、G005に掲げる中心静脈注射又はG0
	注射、G005に掲げる中心静脈注射又はG0	0 6 に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈
	06に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈	注射について、別に厚生労働大臣が定める施設
	栄養について、別に厚生労働大臣が定める施設	基準に適合しているものとして地方厚生局長等
	基準に適合しているものとして地方厚生局長等	に届け出た保険医療機関において、入院中の患
	に届け出た保険医療機関において、入院中の患	者以外の患者であって悪性腫瘍等の患者である
	者以外の患者であって悪性腫瘍等の患者である	ものに対して、治療の開始に当たり注射の必要
	ものに対して、治療の開始に当たり注射の必要	性、危険性等について文書により説明を行った
	性、危険性等について文書により説明を行った	上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る
	上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る	区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ1日
	区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ1日	につき前各号により算定した点数に加算する。
	につき前各号により算定した点数に加算する。	イ 外来化学療法加算 1
	イ 外来化学療法加算 1	(i) 外来化学療法加算A
	(1) 外来化学療法加算 A	① 15歳未満 780点
	(-) 15歳未満 780点	② 15歳以上 580点
	二 15歳以上 580点	(2) 外来化学療法加算 B
	(2) 外来化学療法加算 B	① 15歳未満 630点
	(-) 15歳未満 630点	② 15歳以上 430点

	(二) 15歳以上 口 外来化学療法加算 2 (1) 外来化学療法加算 A (一) 15歳未満 (二) 15歳以上 (2) 外来化学療法加算 B (一) 15歳未満 (二) 15歳以上	430点 700点 450点 600点 350点	口 外来化学療法加算 2 (1) 外来化学療法加算 A ① 15歳未満 700点 ② 15歳以上 450点 (2) 外来化学療法加算 B ① 15歳未満 600点 ② 15歳以上 350点
第1節 注射料			
第1款 注射実施料			
G001 静脈内注射(1回につき)			
【注の追加】		(追加) ——	注3 区分番号C005に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料又は区分番号C005-2に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定する日に併せて行った静脈内注射の費用は算定できない。
G004 点滴注射(1日につき)			
【注の追加】		(追加) ——	注4 区分番号C005に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料又は区分番号C005-2に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定する日に併せて行った点滴注射の費用は算定できない。

G005 中心静脈注射(1日につき) 【注の追加】	(追加)	注4 区分番号C005に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料又は区分番号C005-2に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定する日に併せて
G006 植込型カテーテルによる中 心静脈栄養(1日につき) 【名称の見直し】	植込型カテーテルによる中心静脈栄養 (1日につき)	行った中心静脈注射の費用は算定できない。
【注の新設】	(新設)	注1 区分番号C005に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料又は区分番号C005-2に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定する日に併せて行った植込型カテーテルによる中心静脈注射の費用は算定できない。
【注の新設】	(新設)	注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は50 点を所定点数に加算する。

第2款 無菌製剤処理料

G020 無菌製剤処理料

【注の見直し】

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、点滴注射、中心静脈注射及び植込型カテーテルによる中心静脈栄養を行う際に、別に厚生労働大臣が定める患者に対して使用する薬剤について、必要があって無菌製剤処理が行われた場合は、当該患者に係る区分に従い1日につき所定点数を算定する。

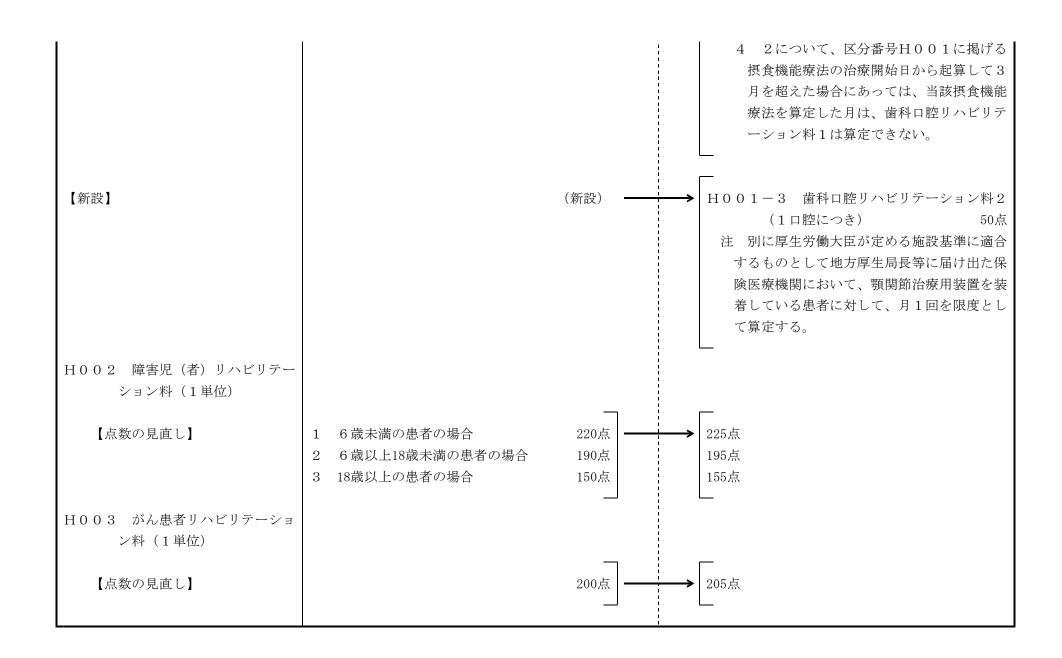
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、点滴注射、中心静脈注射及び植込型カテーテルによる中心静脈注射を行う際に、別に厚生労働大臣が定める患者に対して使用する薬剤について、必要があって無菌製剤処理が行われた場合は、当該患者に係る区分に従い1日につき所定点数を算定する。

項目	現行	 	改正案
第2章 特揭診療料		 	
第7部 リハビリテーション		 	
第1節 リハビリテーション料		 	
H000 脳血管疾患等リハビリテー ション料			
【点数の見直し】	1 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) (1 位) イ ロ以外の場合 245 ロ 廃用症候群の場合 235	5点	180点
	2 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) (1 位) イ ロ以外の場合	単	
	ロ 廃用症候群の場合 190 3 脳血管疾患等リハビリテーション料(皿) (1 位))点	146点
	イ ロ以外の場合 100 ロ 廃用症候群の場合 100		77点
【注の見直し】	注4 注1本文の規定にかかわらず、注1本文 規定する別に厚生労働大臣が定める患者に して、必要があってそれぞれ発症、手術又 急性増悪から180日を超えてリハビリテー	.対 .は	注4 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に 規定する別に厚生労働大臣が定める患者に対 して、必要があってそれぞれ発症、手術又は 急性増悪から180日を超えてリハビリテーシ

歯科-リハビリテーション-1/4

ョンを行った場合は、1月13単位に限り算定 ョンを行った場合は、1月13単位を限度とし する。この場合において、当該患者が要介護 て算定する。この場合において、当該患者が 被保険者等である場合には、注1に規定する 要介護被保険者等である場合は、注1に規定 施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数 する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる を算定する。 点数を算定する。 イ 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) イ 脳血管疾患等リハビリテーション料(1) (1単位) (1単位) (1) (2)以外の場合 221点 (1) (2)以外の場合 221点 (2) 廃用症候群の場合 (2) 廃用症候群の場合 162点 212点 ロ 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) ロ 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) (1単位) (1単位) (1) (2)以外の場合 180点 (1) (2)以外の場合 180点 131点 (2) 廃用症候群の場合 171点 (2) 廃用症候群の場合 ハ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ) ハ 脳血管疾患等リハビリテーション料(II) (1単位) (1単位) 90点 (1) (2)以外の場合 90点 (1) (2)以外の場合 (2) 廃用症候群の場合 90点 (2) 廃用症候群の場合 69点 【注の追加】 (追加) 注5 注4の場合において、別に厚生労働大臣が 定める施設基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の 保険医療機関が、入院中の患者以外の患者に 対して注4に規定するリハビリテーションを 行った場合は、所定点数の100分の90に相当 する点数を算定する。 H001 摂食機能療法(1日につき

【注の追加】	(追加) 注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、鼻腔栄養を実施している患者又は胃瘻を造設している患者に対して実施した場合は、治療開始日から起算して6月以内に限り、経口摂取回復促進加算として、185点を所定点数に加算する。
【注の追加】	(追加) 注3 治療開始日から起算して3月を超えた場合に、区分番号H001-2に掲げる歯科口腔リハビリテーション料1(2に限る。)を算定した月は、摂食機能療法は算定できない。
【新設】	(新設) → H001-2 歯科口腔リハビリテーション料1 (1口腔につき) 1 有床義歯の場合 イ ロ以外の場合 100点 ロ 困難な場合 120点 2 舌接触補助床の場合 190点 注1 1については、有床義歯を装着している 患者に対して、月1回を限度として算定する。 2 2については、舌接触補助床を装着して いる患者に対して、月4回を限度として算定する。 3 2について、区分番号H001に掲げる 摂食機能療法を算定した日は、歯科口腔リ ハビリテーション料1は算定できない。



項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料 第8部 処置		
通則		
【通則の見直し】	6 入院中の患者以外の患者に対し、緊急のために、休日に処置を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である処置を行った場合において、当該処置の所定点数が150点以上のときの処置の費用は、それぞれ所定点数の100分の80又は100分の40若しくは100分の80に相当する点数を加算した点数により算定する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関にあっては、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である処置を行った場合は、所定点数の100分の40に相当する点数を加算する。	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【通則の見直し】 8 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を 算定した患者又は著しく歯科診療が困難な者に 対して訪問診療を行った場合に、当該訪問診療 に基づき併せて処置(区分番号C000に掲げ る歯科訪問診療料を算定した患者については、 区分番号 I 0 0 5 に掲げる抜髄及び区分番号 I 006に掲げる感染根管処置に限る。)を行っ た場合は、当該処置の所定点数に所定点数の10

0分の50に相当する点数を加算する。

が同注のただし書に規定する時間である処 置を行った場合

所定点数の100分の80に相当する点数 ロ 処置の所定点数が150点以上の場合であっ て、入院中の患者以外の患者に対し行われる 場合(イに該当する場合を除く。)

(1) 休日加算2

所定点数の100分の80に相当する点数

(2) 時間外加算 2

所定点数の100分の40に相当する点数

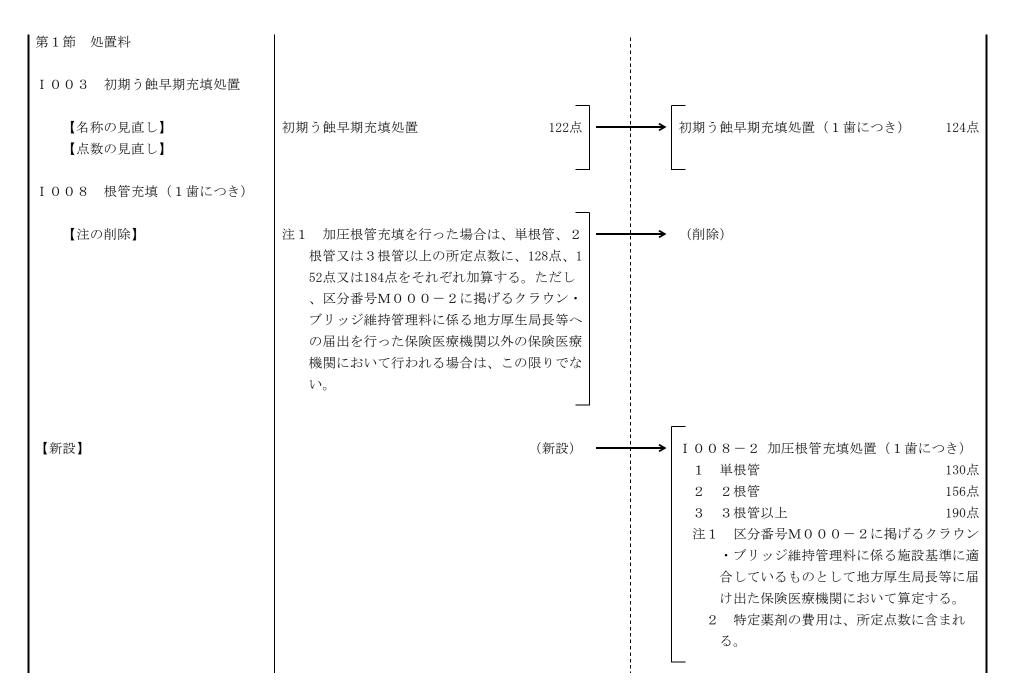
(3) 深夜加算 2

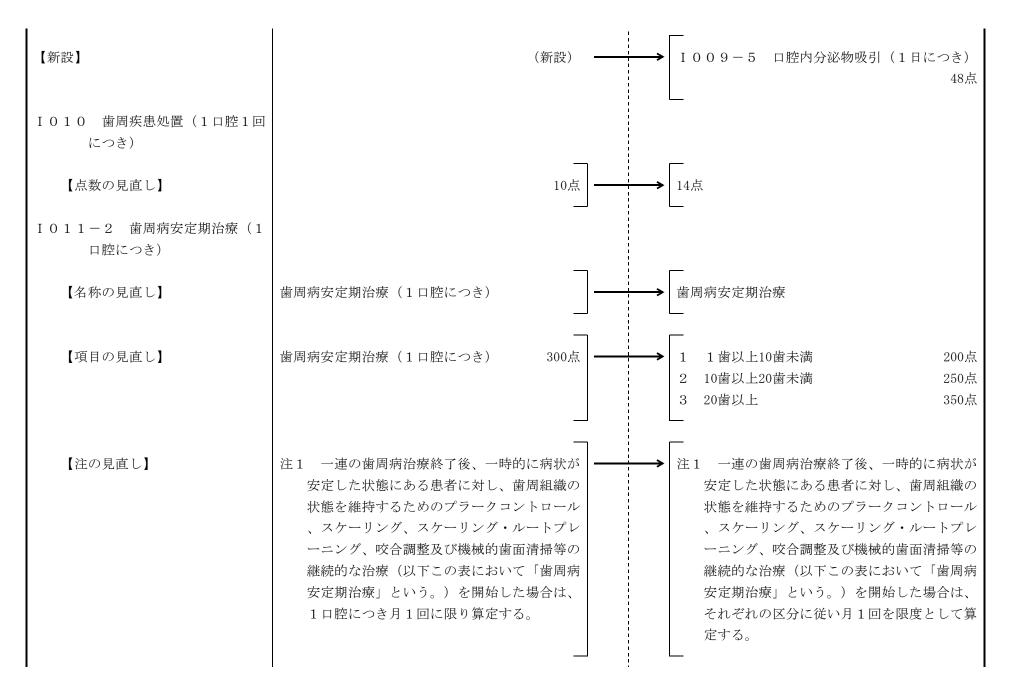
所定点数の100分の80に相当する点数

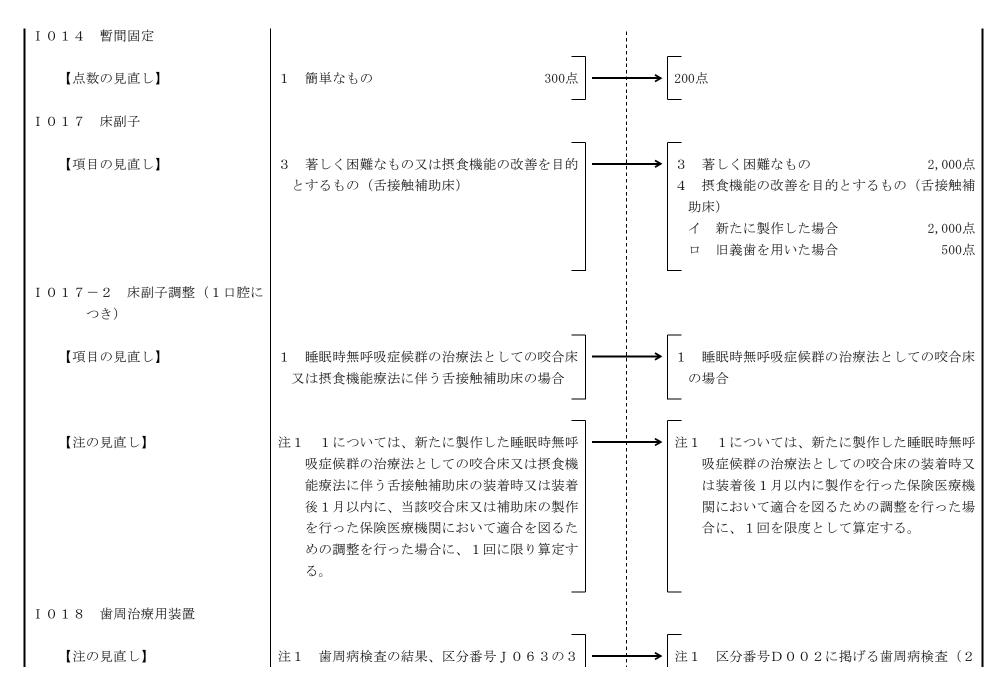
(4) (1)から(3)までにかかわらず、区分番号A 000に掲げる初診料の注7のただし書に 規定する保険医療機関において、処置の開 始時間が同注のただし書に規定する時間で ある処置を行った場合

所定点数の100分の40に相当する点数

8 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料及び同注5に規定する加算を算定する患者に対して、歯科訪問診療時に処置(区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料のみを算定する患者については、区分番号I005に掲げる核髄及び区分番号I006に掲げる感染根管処置に限る。)を行った場合は、当該処置の所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。







に掲げる歯肉切除手術、区分番号 1063の に限る。) を実施した患者に対して算定す 4に掲げる歯肉剥離掻爬手術又は区分番号」 る。 063の5に掲げる歯周組織再生誘導手術を 行った場合に算定する。 【新設】 I 0 3 1 フッ化物歯面塗布処置(1口腔につき (新設) 1 う蝕多発傾向者の場合 80点 2 在宅等療養患者の場合 80点 注1 1については、区分番号B000-4に 掲げる歯科疾患管理料を算定したう蝕多発 傾向者に対して、主治の歯科医師又はその 指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面 塗布処置を行った場合に、月1回を限度と して算定する。ただし、2回目以降のフッ 化物歯面塗布処置の算定は、前回実施月の 翌月の初日から起算して2月を経過した日 以降に行った場合に限り、月1回を限度と して算定する。 2 2については、区分番号C000に掲げ る歯科訪問診療料を算定し、初期の根面う 蝕に罹患している在宅等で療養を行う患者 に対して、主治の歯科医師又はその指示を 受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処 置を行った場合に、月1回を限度として算 定する。ただし、2回目以降のフッ化物歯 面塗布処置の算定は、前回実施月の翌月の 初日から起算して2月を経過した日以降に 行った場合に限り、月1回を限度として算

		定する。
	L	_

項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第9部 手術		
通則		
【通則の見直し】	9 入院中の患者以外の患者に対し、緊急のために、休日に手術を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である手術を行った場合であって、当該手術の所定点数が150点以上のとき、当該手術の費用は、それぞれ所定点数の100分の80に相当する点数を加算した点数により算定する。また、入院中の患者に対し、緊急のために、休日に手術を行った場合又はその開始時間が深夜である手術を行った場合であって、当該手術の所定点数が150点以上のとき、当該手術の費用は、それぞれ所定点数の100分の80に相当する点数を加算した点数により算定する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注7ただし書に規定する保険医療機関にあっては、入院中の患者以外の患者に対し、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である手術を行った場合は、所定点数の100分の40に相当する点数を加算する。	9 緊急のために休日に手術を行った場合又は手術の開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である場合であって、当該手術の所定点数が150点以上のときは、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算する。 イ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合 (1) 休日加算1 所定点数の100分の160に相当する点数 (2) 時間外加算1 (入院中の患者以外の患者に対し行われる場合に限る。) 所定点数の100分の80に相当する点数 (3) 深夜加算1 所定点数の100分の160に相当する点数 (4) 区分番号AOOOに掲げる初診料の注7 のただし書に規定する保険医療機関であって、入院中の患者以外の患者に対し、手術の開始時間が同注7のただし書に規定する時間である場合

所定点数の100分の80に相当する点数 ロ イ以外の保険医療機関において行われる場 合

(1) 休日加算2

所定点数の100分の80に相当する点数

(2) 時間外加算2 (入院中の患者以外の患者 に対し行われる場合に限る。)

所定点数の100分の40に相当する点数

(3) 深夜加算 2

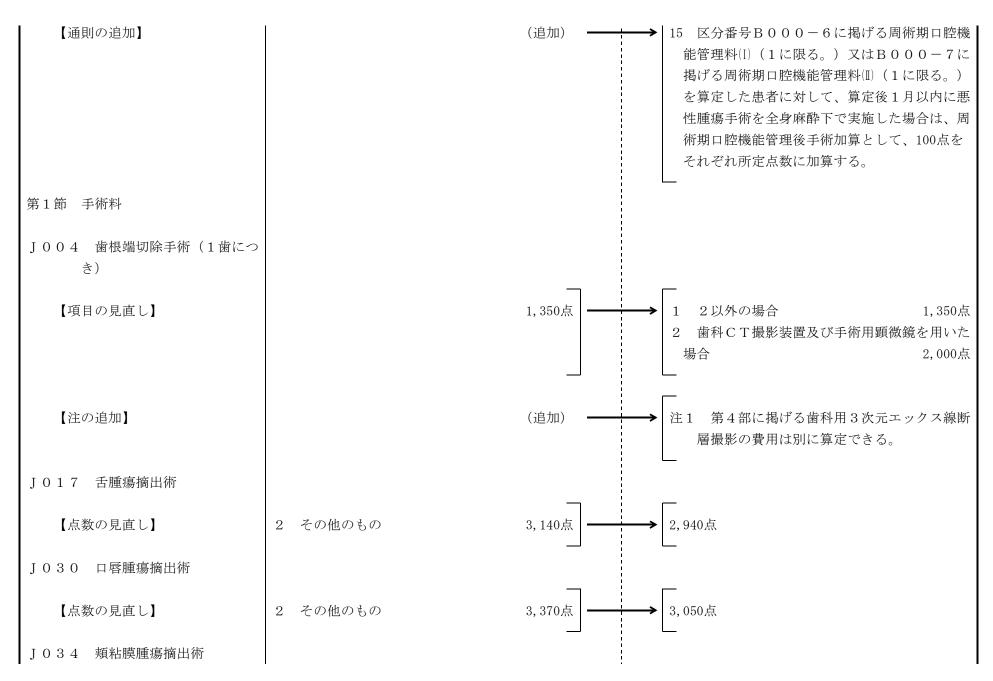
所定点数の100分の80に相当する点数

(4) 区分番号A000に掲げる初診料の注7 のただし書に規定する保険医療機関であって、入院中の患者以外の患者に対し、手術の開始時間が同注7のただし書に規定する時間である場合

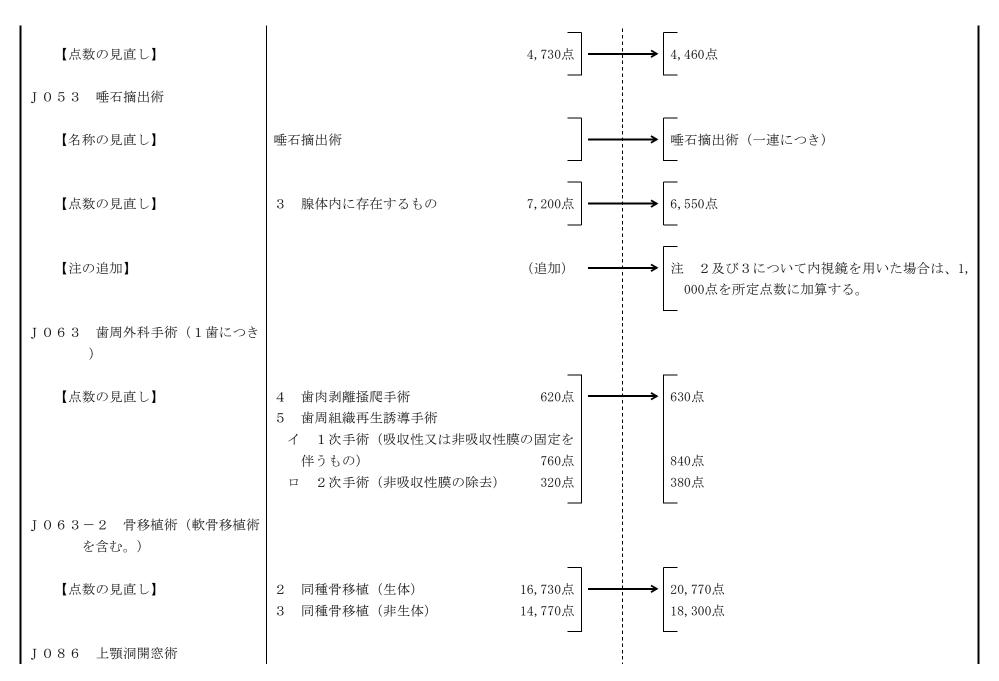
所定点数の100分の40に相当する点数

【通則の見直し】

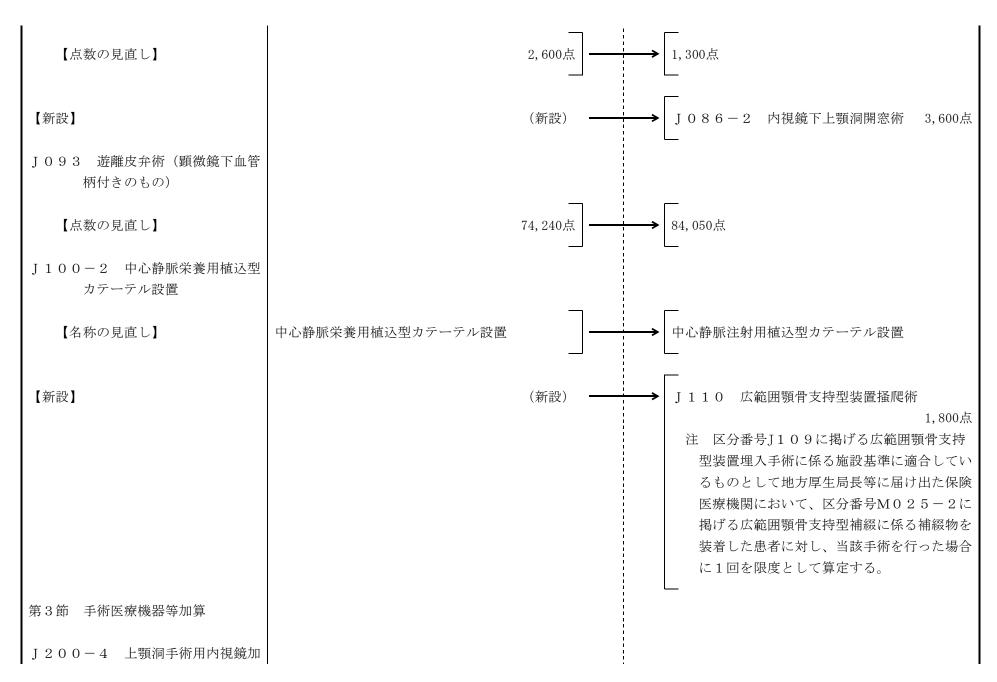
14 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を 算定した患者又は著しく歯科診療が困難な者に 対して訪問診療を行った場合に、当該訪問診療 に基づき併せて手術(区分番号C000に掲げ る歯科訪問診療料を算定した患者については、 区分番号J000に掲げる抜歯手術(1から3 までに限る。)及びJ013に掲げる口腔内消 炎手術(2に限る。)に掲げるものに限る。) を行ったときは、当該手術の所定点数に所定点 数の100分の50に相当する点数を加算する。 14 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料及 び同注5に規定する加算を算定する患者に対し て、歯科訪問診療時に手術(区分番号C000 に掲げる歯科訪問診療料のみを算定する患者は 、区分番号J000に掲げる抜歯手術(1から 3までに限る。)及びJ013に掲げる口腔内 消炎手術(2に限る。)に限る。)を行った場 合は、当該手術の所定点数に所定点数の100分 の50に相当する点数を加算する。



歯科-手術-3/6



歯科-手術-4/6



算		! !		
【注の見直し】	注 区分番号J086からJ087-2までに掲 げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に 加算する。			注 区分番号J087及びJ087-2に掲げる 手術に当たって、内視鏡を使用した場合に加算 する。

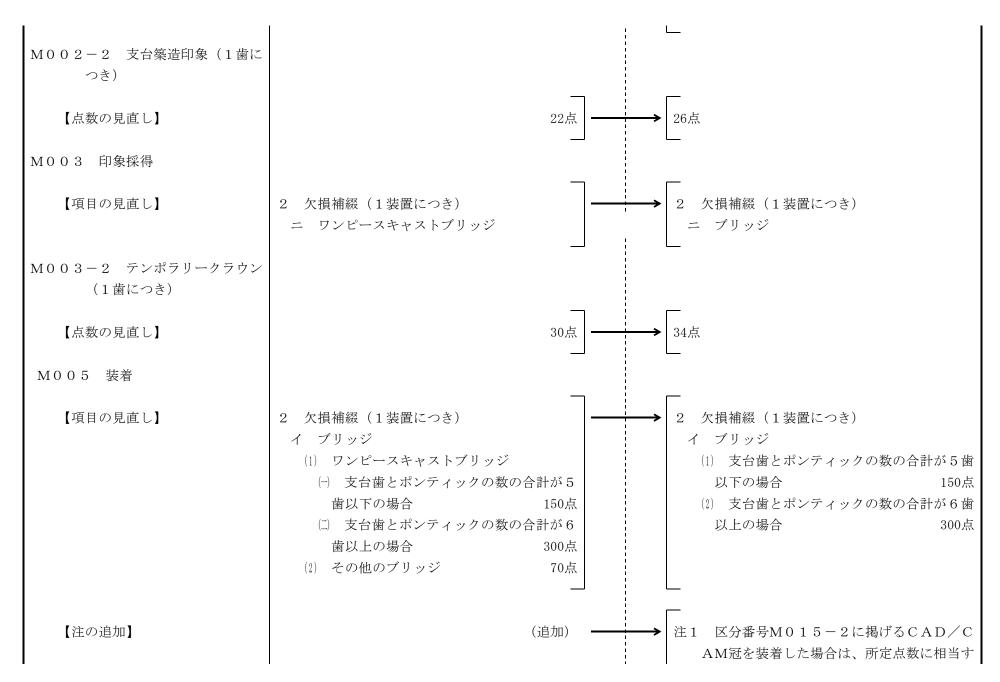
項目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第11部 放射線治療		
L000 放射線治療管理料(分布図 の作成1回につき)		
【注の見直し】	注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者に対して、放射線治療を専ら担当する常勤の歯科医師が策定した照射計画に基づく歯科医学的管理(区分番号L001の3に掲げる高エネルギー放射線治療及び区分番号L001の4に掲げる強度変調放射線治療(IMRT)に係るものに限る。)を行った場合は、所定点数に330点を加算する。	注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者に対して、放射線治療を専ら担当する常勤の歯科医師が策定した照射計画に基づく歯科医学的管理(区分番号L001の2に掲げる高エネルギー放射線治療及び区分番号L001の3に掲げる強度変調放射線治療(IMRT)に係るものに限る。)を行った場合は、330点を所定点数に加算する。
【注の見直し】	注3 注2に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を必要とする悪性腫瘍の入院中の患者以外の患者に対して、放射線治療(区分番号L001の3に掲げる高エネルギー放射線治療及び区分番号L001の4に掲げる強度変調放射線治療(IMRT)に係るものに限	→ 注3 注2に規定する別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合しているものとして地方厚生 局長等に届け出た保険医療機関において、放 射線治療を必要とする悪性腫瘍の入院中の患 者以外の患者に対して、放射線治療(区分番 号L001の2に掲げる高エネルギー放射線 治療及び区分番号L001の3に掲げる強度 変調放射線治療(IMRT)に係るものに限

L001 体外照射	る。)を実施した場合に、患者1人1日につき1回に限り所定点数に100点を加算する。	る。)を実施した場合に、患者1人1日につき1回を限度として100点を所定点数に加算する。
1 0 0 1 PT-1 M/A1		
【項目の削除】	2 コバルト60遠隔大量照射250点イ 1回目250点ロ 2回目75点	→ (削除)
【注の見直し】	注1 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。	注1 2については、別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合しているものとして地方厚生 局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医 療機関において行われる場合は、所定点数の 100分の70に相当する点数により算定する。
【注の見直し】	注2 4については、別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合しているものとして地方厚生 局長等に届け出た保険医療機関において、別 に厚生労働大臣が定める患者に対して、放射 線治療を実施した場合に算定する。	注2 3については、別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合しているものとして地方厚生 局長等に届け出た保険医療機関において、別 に厚生労働大臣が定める患者に対して、放射 線治療を実施した場合に算定する。
【注の見直し】	注4	注4 術中照射療法を行った場合は、患者1人に つき1日を限度として、5,000点を所定点数 に加算する。

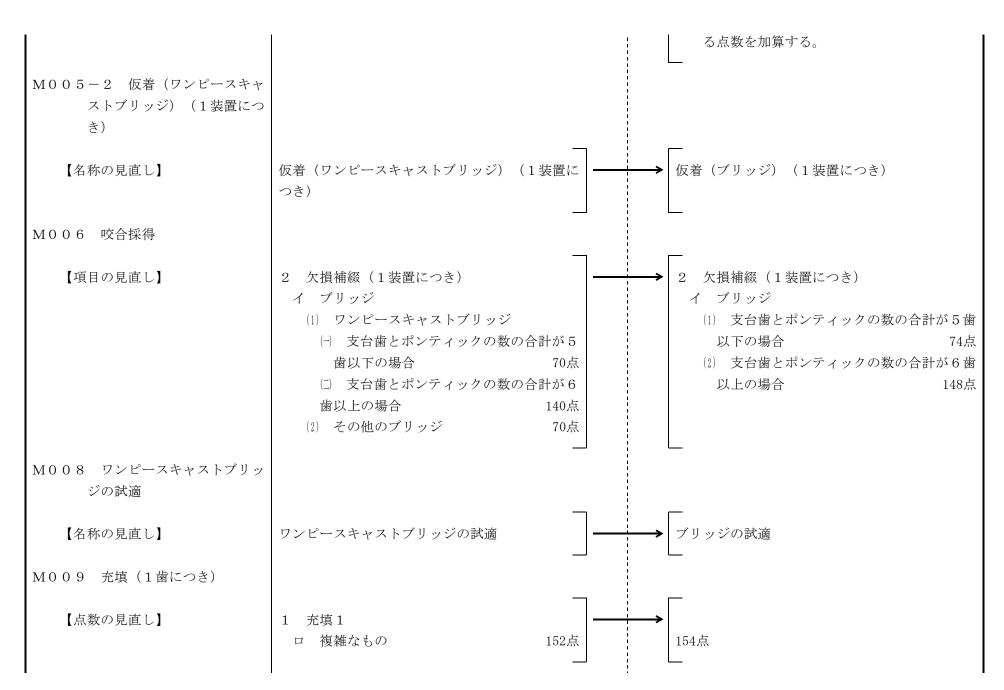
注6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合	注6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合
しているものとして地方厚生局長等に届け出	しているものとして地方厚生局長等に届け出
た保険医療機関において、放射線治療を専ら	た保険医療機関において、放射線治療を専ら
担当する常勤の歯科医師が画像誘導放射線治	担当する常勤の歯科医師が画像誘導放射線治
療 (IGRT) による体外照射 (3のイの(3)	療 (IGRT) による体外照射 (2のイの(3)
若しくはロの(3)又は4に係るものに限る。)	若しくはロの(3)又は3に係るものに限る。)
を行った場合には、画像誘導放射線治療加算	を行った場合は、画像誘導放射線治療加算と
として、患者1人1日につき1回に限り所定	して、患者1人1日につき1回を限度として
点数に300点を加算する。	300点を所定点数に加算する。
	L
_	
2 腔内照射	→ (削除)
ロ 旧型コバルト腔内照射装置を用いた場合	
500点	
_	
	しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を専ら担当する常勤の歯科医師が画像誘導放射線治療(IGRT)による体外照射(3のイの(3)若しくは口の(3)又は4に係るものに限る。)を行った場合には、画像誘導放射線治療加算として、患者1人1日につき1回に限り所定点数に300点を加算する。

項目	現行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
 第12部 歯冠修復及び欠損補綴 		
通則		
【通則の見直し】	4 6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者に対して歯冠修復及び欠損補綴(区分番号M010、M011、M014、M015及びM017からM026までに掲げるものを除く。)を行った場合は、全身麻酔下で行った場合を除き、当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、通則第6号に掲げる加算を算定する場合は、この限りではない。	→ 4 6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者に対して歯冠修復及び欠損補綴(区分番号M010、M011、M014、M015及びM017からM026までに掲げるものを除く。)を行った場合は、全身麻酔下で行った場合を除き、当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、通則第6号又は第7号に掲げる加算を算定する場合は、この限りでない。
【通則の追加】	(追加)	6 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の みを算定する患者に対して、歯科訪問診療時に 歯冠修復又は欠損補綴(区分番号M029に掲 げるものに限る。)を行った場合は、当該歯冠 修復又は欠損補綴の所定点数に所定点数の100 分の50に相当する点数を加算する。
【通則の見直し】	6 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を	

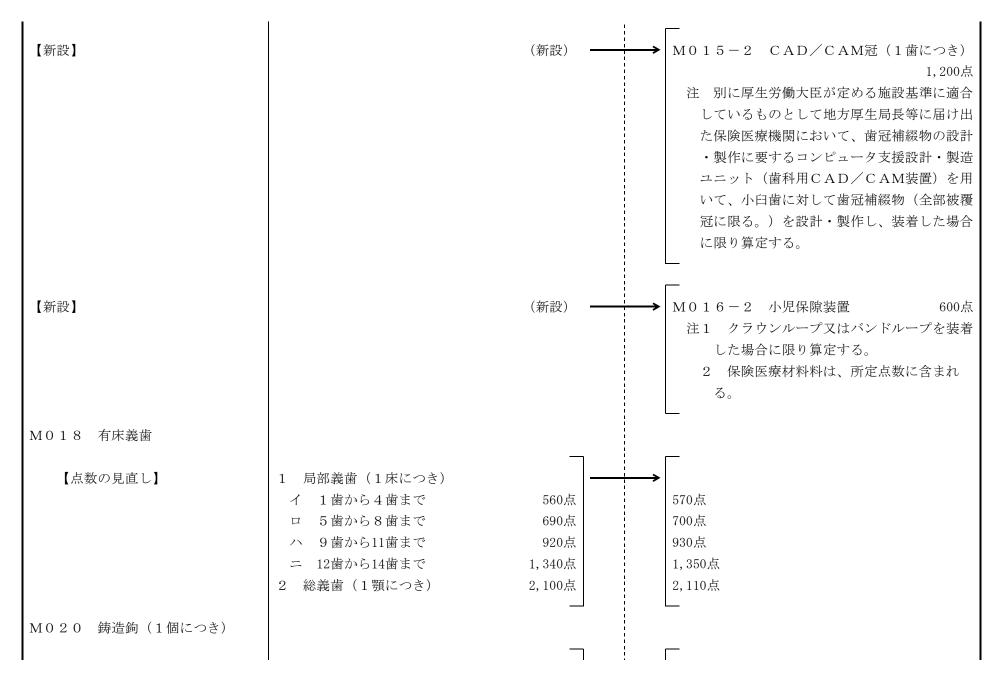
算定した患者又は著しく歯科診療が困難な者に び同注5に規定する加算を算定する患者に対し 対して訪問診療を行った場合に、当該訪問診療 て、歯科訪問診療時に歯冠修復又は欠損補綴 に基づき併せて歯冠修復又は欠損補綴(区分番 (区分番号M010、M011、M014、M 号COOOに掲げる歯科訪問診療料を算定した 015及びM017からM026までを除く。)を行った場合は、当該歯冠修復又は欠損補綴 患者については、区分番号M029に掲げるも のに限り、著しく歯科診療が困難な者について の所定点数に所定点数の100分の50に相当する は、区分番号M010、M011、M014、 点数を加算する。 M015及びM017からM026までに掲げ るものを除く。)を行った場合は、当該歯冠修 復又は欠損補綴の所定点数に所定点数の100分 の50に相当する点数を加算する。 第1節 歯冠修復及び欠損補綴料 M 0 0 1 歯冠形成 (1 歯につき) 【項目の見直し】 1 生活歯歯冠形成 1 生活歯歯冠形成 ロ ジャケット冠 口 非金属冠 2 失活歯歯冠形成 2 失活歯歯冠形成 ロ ジャケット冠 口 非金属冠 【注の追加】 (追加) 注2 1の口について、CAD/CAM冠のため の支台歯の歯冠形成は、490点を所定点数に 加算する。 【注の追加】 注6 2の口について、CAD/CAM冠のため (追加) の支台歯の歯冠形成は、470点を所定点数に 加算する。



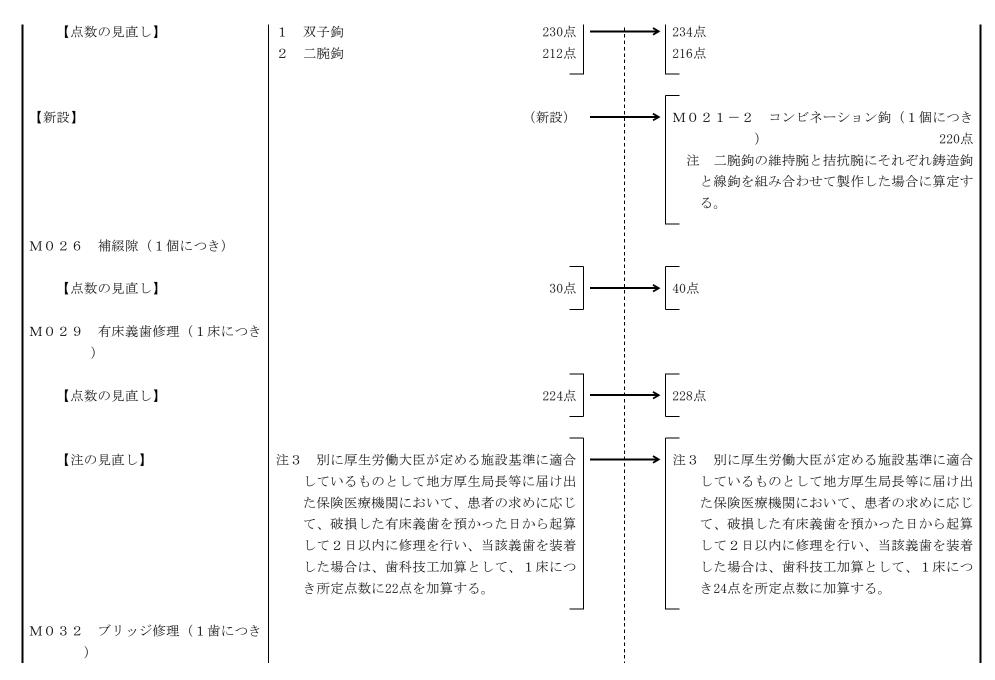
歯科-歯冠修復・欠損補綴-3/7



歯科-歯冠修復・欠損補綴-4/7



歯科-歯冠修復・欠損補綴-5/7



【削除】 ブリッジ修理(1歯につき) 40点 注 保険医療材料料は、所定点数に含まれるでのとする。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
---	---------------------------------------

項目	現行		改 正 案
第2章 特揭診療料			
第13部 歯科矯正			
第1節 歯科矯正料			
【新設】		(新設)	N008-2 植立 (1本につき) 500点
N009 撤去(1個につき)			
【名称の見直し】	撤去(1 個につき)		撤去
【項目の見直し】	1 帯環2 ダイレクトボンドブラケット		→ 1 帯環(1個につき) 2 ダイレクトボンドブラケット(1個につき)
【項目の追加】		(追加) ——	→ 3 歯科矯正用アンカースクリュー (1本につき) 100点

項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第14部 病理診断		
〇 0 0 0 口腔病理診断料(歯科診療 に係るものに限る。)		
【注の見直し】	注1 1については、病理診断を専ら担当する歯科医師が勤務する病院である保険医療機関において、医科点数表の区分番号N000に掲げる病理組織標本作製、医科点数表の区分番号N001に掲げる電子顕微鏡病理組織標本作製、医科点数表の区分番号N002に掲げる免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製若しくは医科点数表の区分番号N003に掲げる術中迅速病理組織標本作製により作製された組織標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された組織標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。	注1 1については、病理診断を専ら担当する歯科医師又は医師が勤務する病院である保険医療機関において、医科点数表の区分番号N000に掲げる病理組織標本作製、医科点数表の区分番号N001に掲げる電子顕微鏡病理組織標本作製、医科点数表の区分番号N002に掲げる免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製若しくは医科点数表の区分番号N003に掲げる術中迅速病理組織標本作製により作製された組織標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された組織標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回を限度として算定する。
【注の見直し】	注2 2については、病理診断を専ら担当する歯 科医師が勤務する病院である保険医療機関に おいて、医科点数表の区分番号N003-2 に掲げる術中迅速細胞診、医科点数表の区分	注2 2については、病理診断を専ら担当する歯 科医師又は医師が勤務する病院である保険医 療機関において、医科点数表の区分番号N0 03-2に掲げる術中迅速細胞診、医科点数

番号N004に掲げる細胞診の2により作製 表の区分番号N004に掲げる細胞診の2に された標本に基づく診断を行った場合又は当 より作製された標本に基づく診断を行った場 該保険医療機関以外の保険医療機関で作製さ 合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関 で作製された標本に基づく診断を行った場合 れた標本に基づく診断を行った場合に、これ らの診断の別又は回数にかかわらず、月1回 に、これらの診断の別又は回数にかかわらず に限り算定する。 、月1回を限度として算定する。 【注の見直し】 注4 口腔病理診断管理に関する別に厚生労働大 注4 病理診断管理に関する別に厚生労働大臣が 定める施設基準に適合しているものとして地 臣が定める施設基準に適合しているものとし て地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に 方厚生局長等に届け出た保険医療機関におい て、病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師 おいて、口腔病理診断を専ら担当する常勤の が病理診断を行い、その結果を文書により報 歯科医師又は医師が病理診断を行い、その結 告した場合には、当該基準に係る区分に従い 果を文書により報告した場合は、当該基準に 係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数 、次に掲げる点数を所定点数に加算する。 に加算する。 イ 病理診断管理加算1 (1) 組織診断を行った場合 120点 イ 口腔病理診断管理加算1 (2) 細胞診断を行った場合 60点 (1) 組織診断を行った場合 120点 口 病理診断管理加算 2 (2) 細胞診断を行った場合 60点 (1) 組織診断を行った場合 320点 口 口腔病理診断管理加算 2 (2) 細胞診断を行った場合 160点 (1) 組織診断を行った場合 320点 (2) 細胞診断を行った場合 160点